

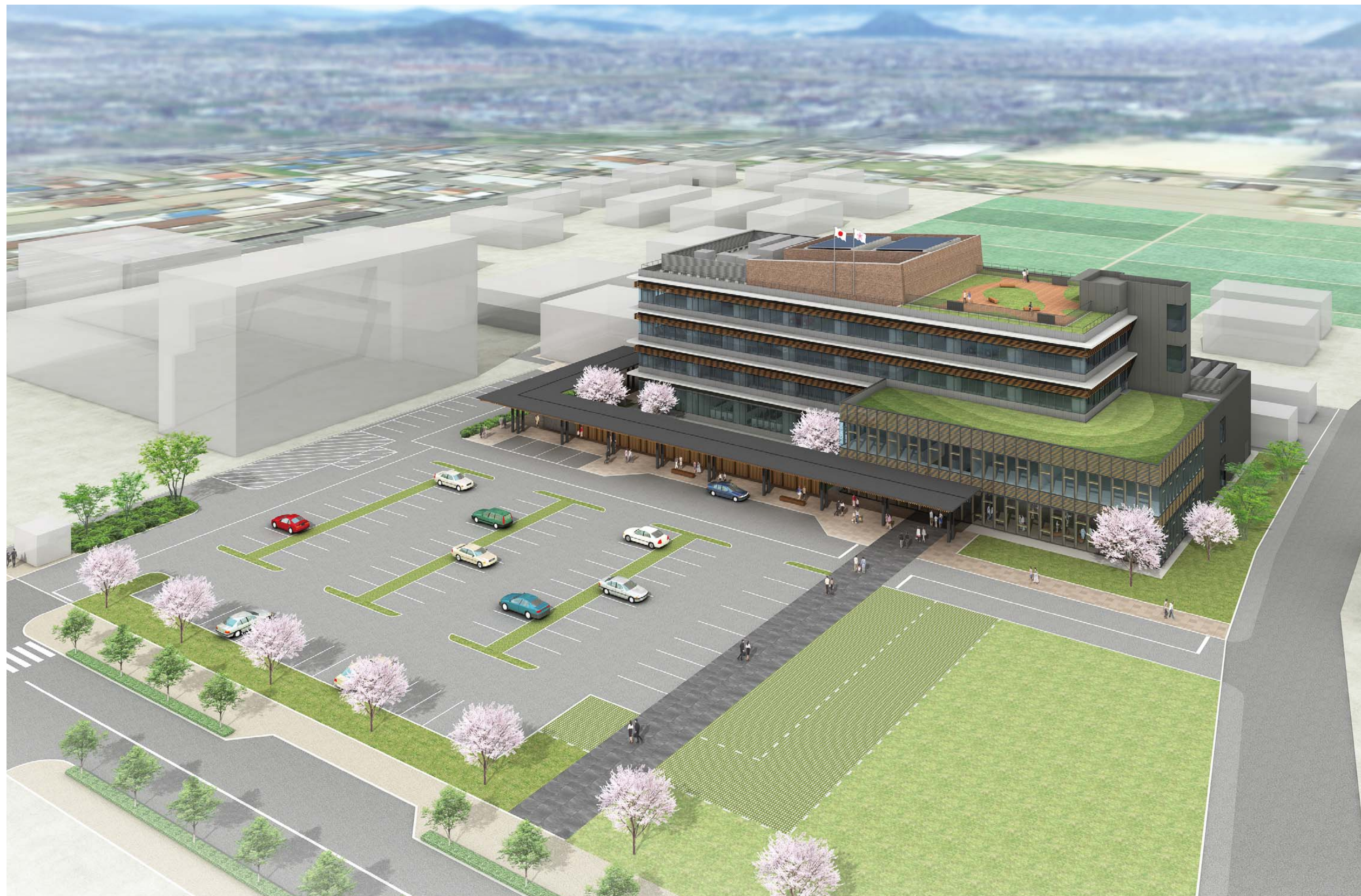


桜井市新庁舎建設 基本設計  
報告書

平成30年3月

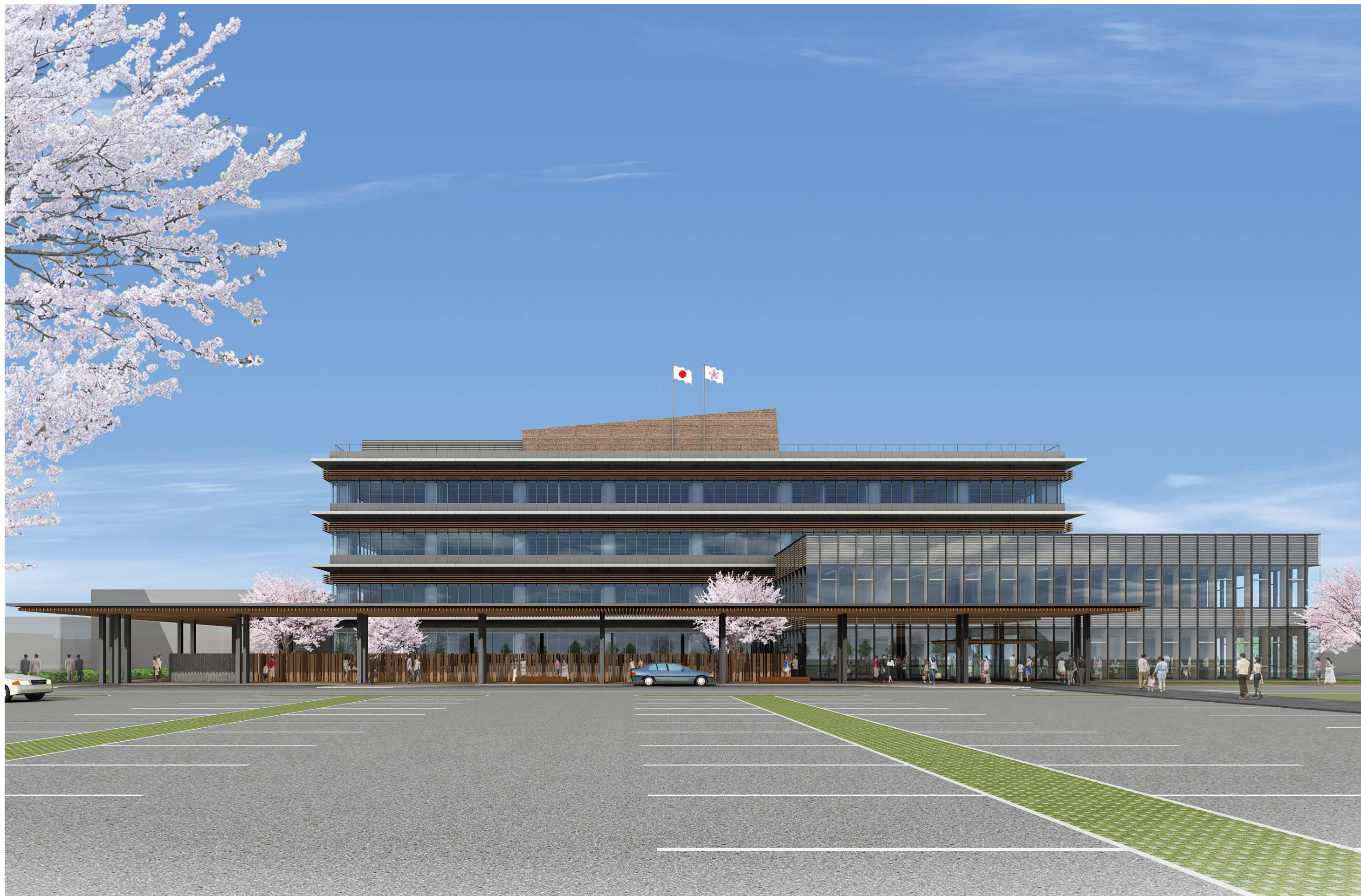
株式会社 アール・アイ・エー 大阪支社





外観パース(鳥瞰)





外観パース(アイレベル)





内観パース(待合ロビー)





内観パース(地域交流センター)



**I. 計画の前提条件**

I-1	はじめに	1
I-2	計画地の概要	2-6
I-3	設計条件等の整理	7-12
I-4	基本設計方針	13

**II. 建築(総合)計画**

II-1	配置計画	14
II-2	平面計画	15-21
II-3	外観計画	22
II-4	断面計画	23
II-5	内装計画	24
II-6	ユニバーサルデザイン計画	25-32
II-7	セキュリティ計画	33-37
II-8	地域交流センターの計画	38
II-9	屋外整備計画	39-40

**III. 建築(構造)計画**

III-1	構造計画方針	41-47
III-2	構造計画・設計概要	48-61
III-3	構造仕様概要書	62-65
III-4	略構造図	66-68

**IV. 電気設備計画**

IV-1	電気設備計画方針	69-70
IV-2	電気設備計画・設計概要	71-113
IV-3	概算容量算定	114
IV-4	諸室諸元表	115-118

**V. 空気調和設備計画**

V-1	空気調和設備計画方針	119-120
V-2	空気調和設備計画・設計概要	121-133
V-3	概算容量算定	134-137
V-4	諸室諸元表	138-140

**VI. 給排水衛生設備計画**

VI-1	給排水衛生設備計画方針	141-142
VI-2	給排水衛生設備計画・設計概要	143-155
VI-3	概算容量算定	156
VI-4	諸室諸元表	157

**VII. 昇降機設備計画**

VII-1	昇降機設備計画方針	158
VII-2	昇降機設備計画・設計概要	159

**VIII. 環境計画**

VIII-1	環境計画方針	160
VIII-2	環境計画概要	161-163
VIII-3	環境計画比較検討	164-168

**IX. 防災計画**

IX-1	防災計画方針・計画概要	169-170
IX-2	防災拠点計画	171-173
IX-3	防災設備計画	174-176

**X. その他の計画**

X-1	関係法令の整理	177-181
X-2	建替え計画	182-198
X-3	工程の検討	欠番
X-4	工事費の検討	欠番
X-5	維持管理計画	203
X-6	周辺環境への配慮	204

**XI. 基本設計図**

XI-1	敷地案内図	205
XI-2	計画概要書	206
XI-3	敷地求積図・求積表	207
XI-4	建築面積求積図・求積表	208
XI-5	床面積求積図・求積表	209-211
XI-6	仕上表	212-214
XI-7	現況図	215
XI-8	配置計画図	216
XI-9	新庁舎平面図	217-224
XI-10	新庁舎立面図	225
XI-11	新庁舎断面図	226
XI-12	屋外整備計画図	227
XI-13	車庫・倉庫・ごみ置場平面計画図	228

**XII. 資料**

XII-1	分庁舎平面現況図	229
XII-2	分庁舎平面計画図	230
XII-3	西分庁舎平面現況図	231
XII-4	西分庁舎平面計画図	232



I. 計画の前提条件

---

---



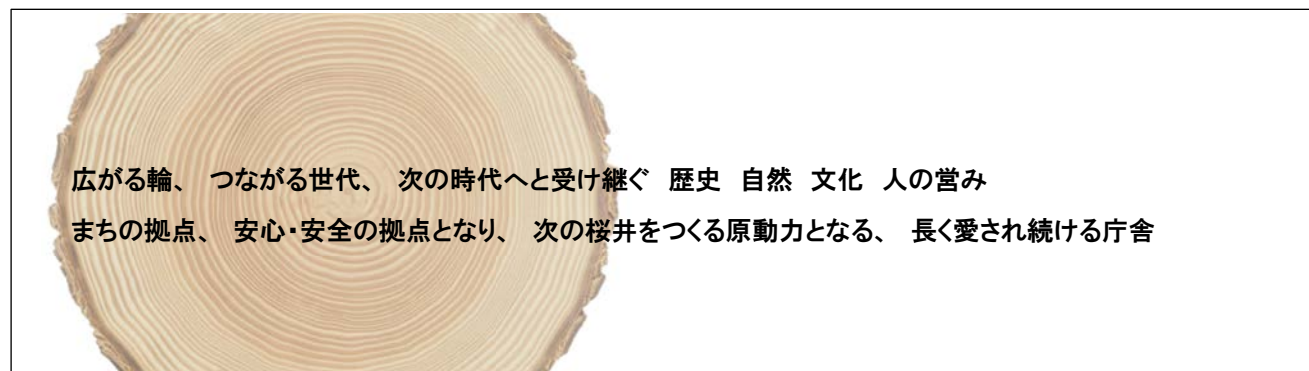
## I-1 はじめに

・現本庁舎は、平成29年で築50年を迎え、建物や設備の老朽化や耐震安全性の課題、バリアフリーへの対応不足により、建替えが急務となっています。新庁舎においては、行政サービスや市民の利便性の向上はもとより、まちづくりの拠点としての役割等が求められます。また、災害時の拠点となるべき建物の耐久性・安全性の確保や災害対策拠点としての機能強化が求められます。

・桜井市の新庁舎建設基本設計にあたり、平成30年2月に策定した「桜井市新庁舎建設基本計画」で掲げられた基本理念、基本方針に基づいた計画とします。

### (1) 基本計画の基本理念

・新庁舎建設基本計画の基本理念は下記の通りである。



### (2) 基本計画の基本方針

・新庁舎建設基本計画の基本方針は下記の通りである。

#### ① 市民が使いやすい庁舎

ユニバーサルデザインに対応した、市民にやさしく、誰もが使いやすい庁舎とします。

#### ② 市民交流の場となる庁舎

誰もが気軽に訪れることのできる環境を整え、人と人とがつながり、交流する場となる庁舎とします。

#### ③ 市民のための安心・安全な庁舎

災害時の防災拠点として十分な機能や性能を確保するとともに、セキュリティ機能の充実した庁舎とします。

#### ④ 桜井の魅力発信の中心となる庁舎

桜井の産業や観光の振興に向け、地域材の活用や情報コーナーの設置等により、桜井の魅力を市内外に発信する庁舎とします。

#### ⑤ 環境にやさしい庁舎

省資源、省エネルギー対策や自然エネルギーの利用を進め、環境に配慮した庁舎とします。

#### ⑥ 将来の変化に対応できる庁舎

将来の行政需要の変化に対応しやすい空間レイアウトとし、市民ニーズに対応できる庁舎とします。



## I-2 計画地の概要

### (1) 立地の概要

#### (ア)位置・地理

桜井市は、奈良盆地の南東に位置し、寺川や初瀬川が流れる比較的平坦な田園地帯で、桜井駅周辺を中心として市街地を形成している。

#### (イ)ヤマトの地・桜井

桜井市は、東と南を青垣山に例えられる山々に囲まれ、古くは「やまとはくにのまほろば」とうたわれた「ヤマト」の地域であり、大和川(初瀬川)、粟原川、寺川、米川、巻向川の流域で、古代地名で「シキ・イワレ・マキムク」と呼ばれている。

#### (ウ)「人」の交流するまち

三輪山を御神体とするわが国最古の神社である大神神社や、桜やボタンなど四季を通じ、「花の寺」として多くの人々の信仰を集めている長谷寺、秋の紅葉と「けまり祭」などで有名な多武峰談山神社、日本三文殊の一つで知恵の神様として親しまれている安倍文殊院、安産と子授けの地蔵尊として信仰を集めている聖林寺などがある。また、多彩な伝承の舞台が展開し、古代の大王たちが眠る古墳が点在する山の辺の道や、門前町の姿を今に残している初瀬などは、行楽シーズンを中心に多くの人々でにぎわっている。

このほかにも、古社寺、古墳、万葉歌碑などをはじめ、数多くの自然・歴史・文化資源を擁しており、日本文化の原点である相撲発祥の地、仏教公伝の地、芸能創生の地、万葉集発耀の地並びにわが国最古の交易の市・海柘榴市などが記紀、万葉集などにより伝えられている。

#### (エ)「物」の集散するまち

自然・歴史・文化資源の豊かな風土などを活かし、市民の経済基盤となる農業や地場産業、商業を育て発展させてきている。良好な景観の形成など多面的機能を発揮しながら、大都市近郊という地理的優位性を活かした高付加価値農業や都市住民との交流による新たな農業が展開しようとしている。また、木材、素麺、皮革製品やスポーツ用品などについては、特色ある地場産業として本市の経済基盤の一翼を担っている。

#### (オ)木のまち桜井

大和平野と山間部の接点に位置し、豊富な森林資源があったことから木材集積地として有名になり、桜井が木のまちとして発展をとげてきた。

特に近代に入り、鉄道の開通により、大都市では工業の発展による木材需要が急増しており、大正時代には木材出荷、磨き丸太、廃材加工など、様々な業者が現れ、桜井にはひとつの集散市場が形成されるようになり、さらに昭和に入ると輸送手段は鉄道だけでなくトラックも使われるようになり発展を続けた。



市の木：杉



市の花：山ざくら



桜の井

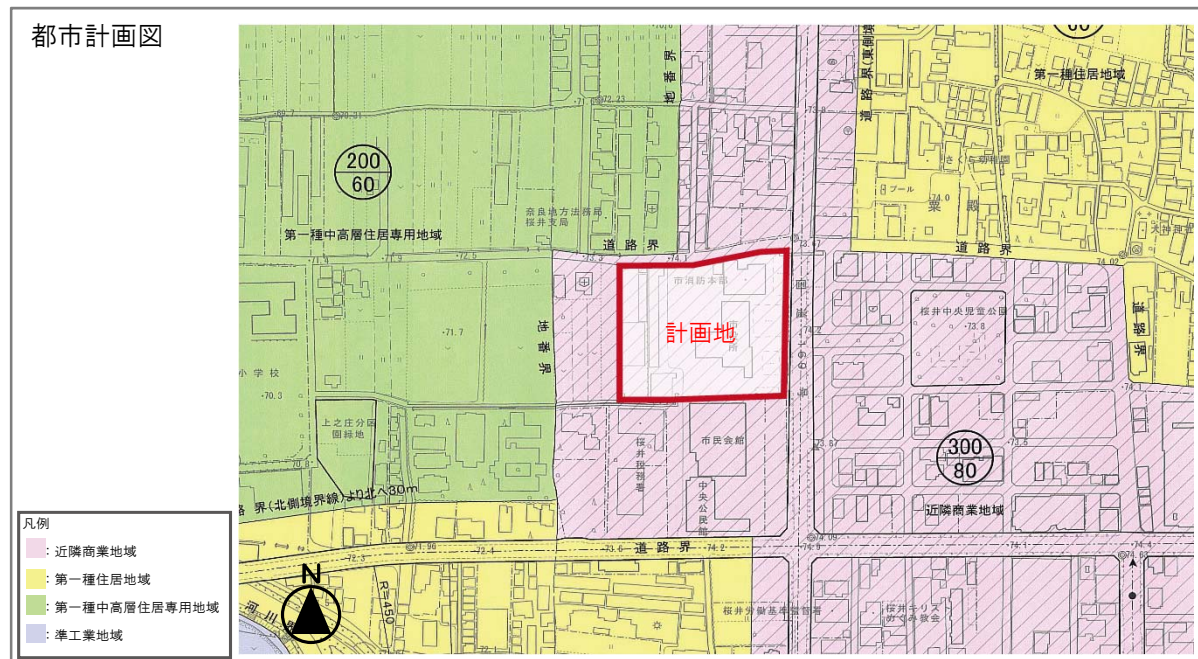


三輪山(三輪明神)



(2) 計画敷地の概要

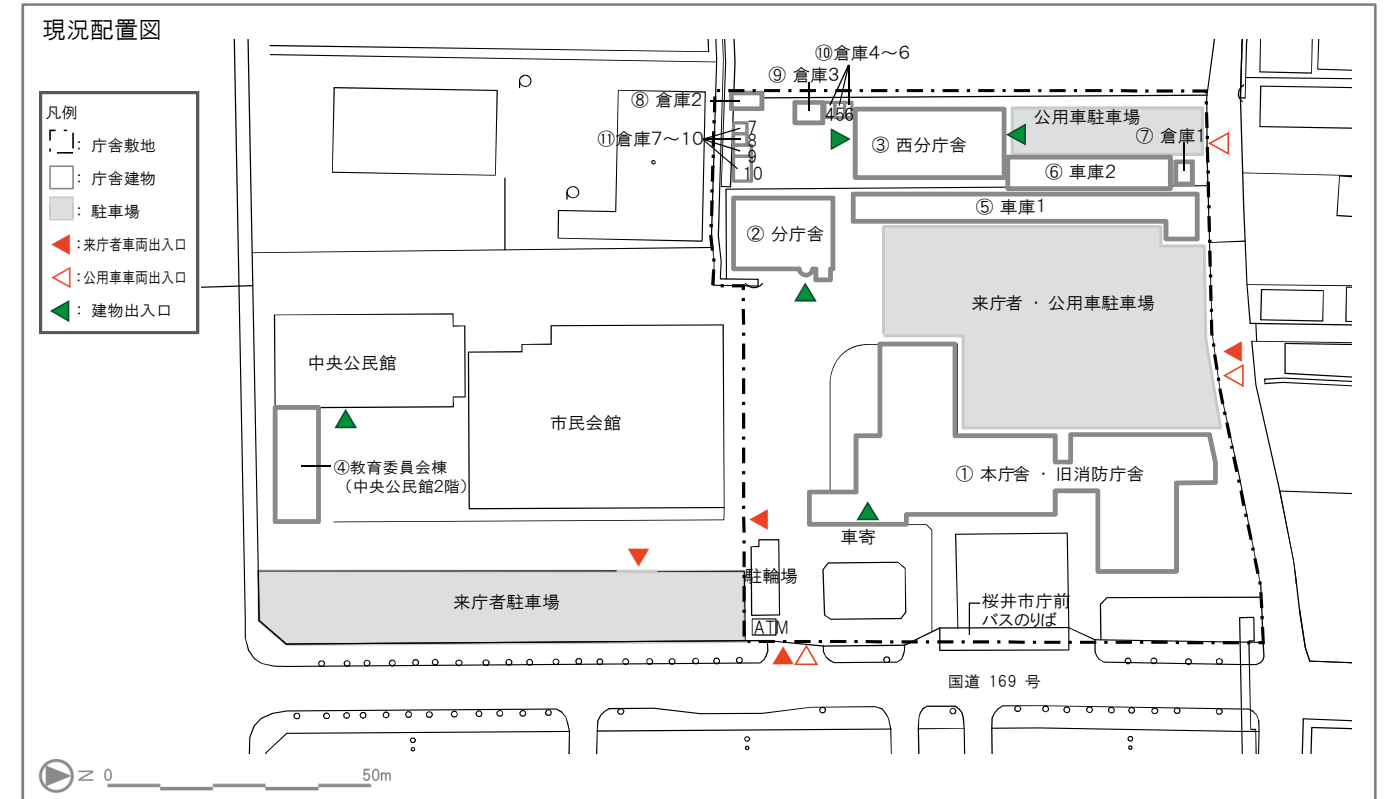
(ア)所在地	奈良県桜井市大字粟殿432番1ほか (北緯34° 31'、東経135° 50')
(イ)敷地面積	12,761.605㎡
(ウ)周辺道路	東側道路 国道169号、幅員16m 北側道路 市道、粟殿上之庄線、幅員8m
(エ)用途地域及び地区の指定他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 都市計画区域内</li> <li>・用途地域 近隣商業地域</li> <li>・防火地域 準防火地域</li> <li>・地域・地区 31m高度地区</li> <li>・日影規制 北側：第1種中高層住居専用地域(平均地盤面からの高さ4m、日影時間4h・2.5h) (奈良県条例第一号第七条)</li> </ul>
(オ)建蔽率	90% (建築基準法第53条第3項第2号及び奈良県告示402号の規定)
(カ)容積率	300%



(3) 計画敷地の既存建物概要

	本庁舎・旧消防庁舎	分庁舎
・建築年	昭和42年(増築:昭和57年)	平成3年
・建築面積	2,032㎡+増築83㎡	363㎡
・延床面積	4,966㎡+増築162㎡(車庫・倉庫を除く)	671㎡
・構造	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 2階建
	西分庁舎	教育委員会棟(中央公民館2階)
・建築年	平成12年	昭和56年
・建築面積	486㎡	217㎡
・延床面積	486㎡	217㎡
・構造	軽量鉄骨造 平屋建	鉄筋コンクリート造

(4) 既存建物位置



番号	名称	構造	建築年	延床面積
①	本庁舎・旧消防庁舎	鉄筋コンクリート造4階建	昭和42年 (増築:昭和57年)	4,966㎡ +増築162㎡
②	分庁舎	鉄筋コンクリート造2階建	平成3年	671㎡
③	西分庁舎	軽量鉄骨造平屋建	平成12年	486㎡
④	教育委員会棟 (中央公民館2階)	鉄筋コンクリート造	昭和56年	217㎡
⑤	車庫1	鉄骨造平屋建	昭和42年(車庫部分) 平成10年(書庫部分)	(車庫部分)398㎡ (書庫部分)102㎡
⑥	車庫2	鉄骨造平屋建	平成3年	200㎡
⑦	倉庫1	鉄骨造平屋建	昭和42年	19㎡
⑧	倉庫2	鉄骨造平屋建	昭和42年	13㎡
⑨	倉庫3	鉄骨造平屋建	昭和42年	20㎡
⑩	倉庫4~6	鉄骨造平屋建	4, 5:平成15年 6:平成17年	4, 5:4.9㎡ 6:2.8㎡
⑪	倉庫7~10	鉄骨造平屋建	7:平成17年、8:平成22年 9:平成24年、10:平成27年	7, 8:4.9㎡ 9:6.9㎡、10:13.2㎡



(5) 付近見取図

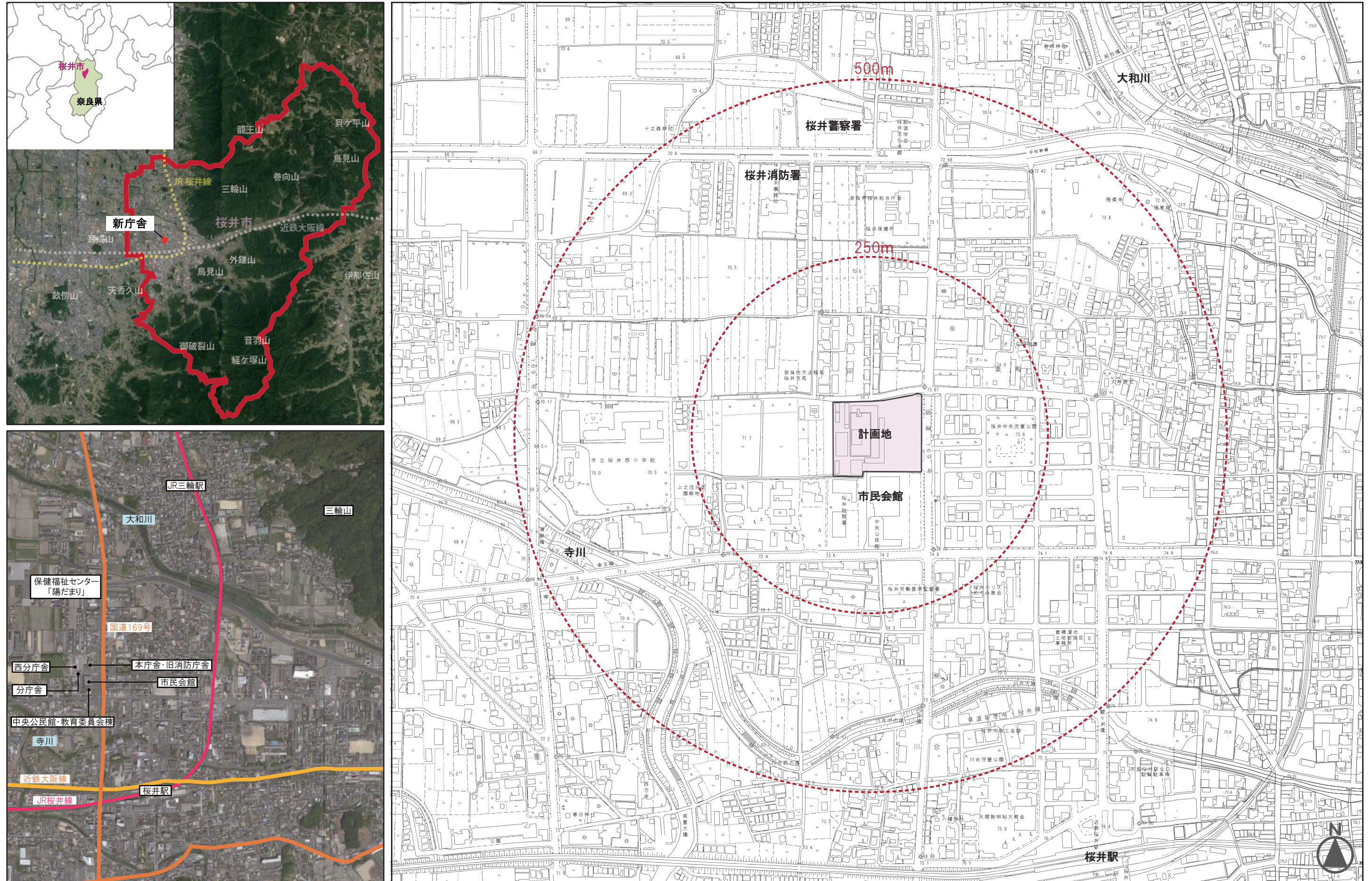
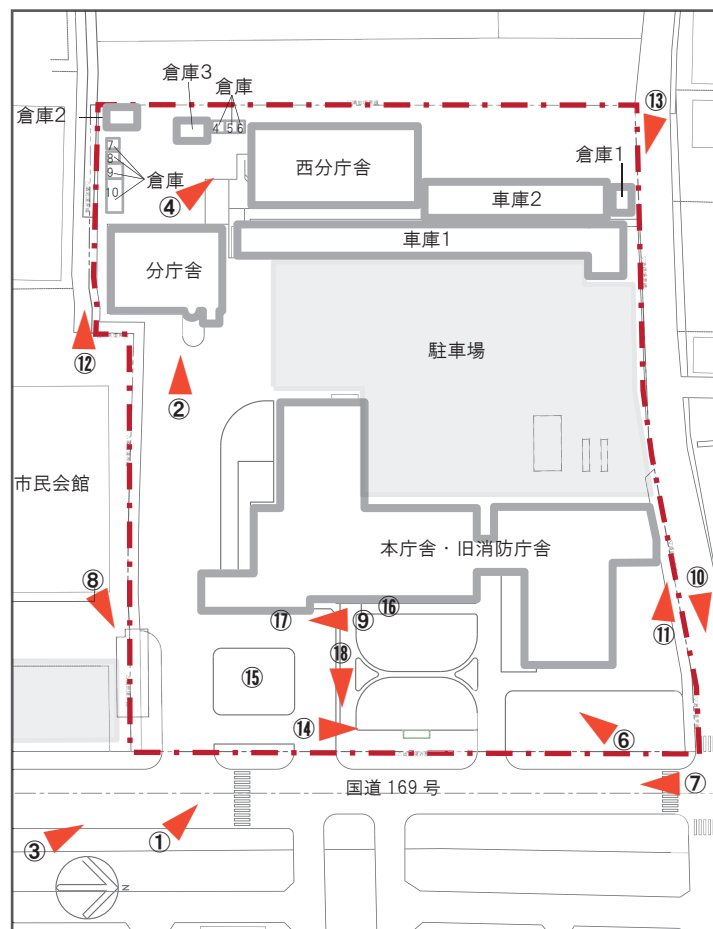


図 付近見取図 S: 1/5000



(6) 現況写真



敷地図



写真① 現庁舎



写真② 分庁舎



写真③



写真④ 西分庁舎



写真⑤ 教育委員会棟 (市民会館南側より撮影)



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮ 友好都市石碑



写真⑯ 外壁タイル



写真⑰ 市名称サイン

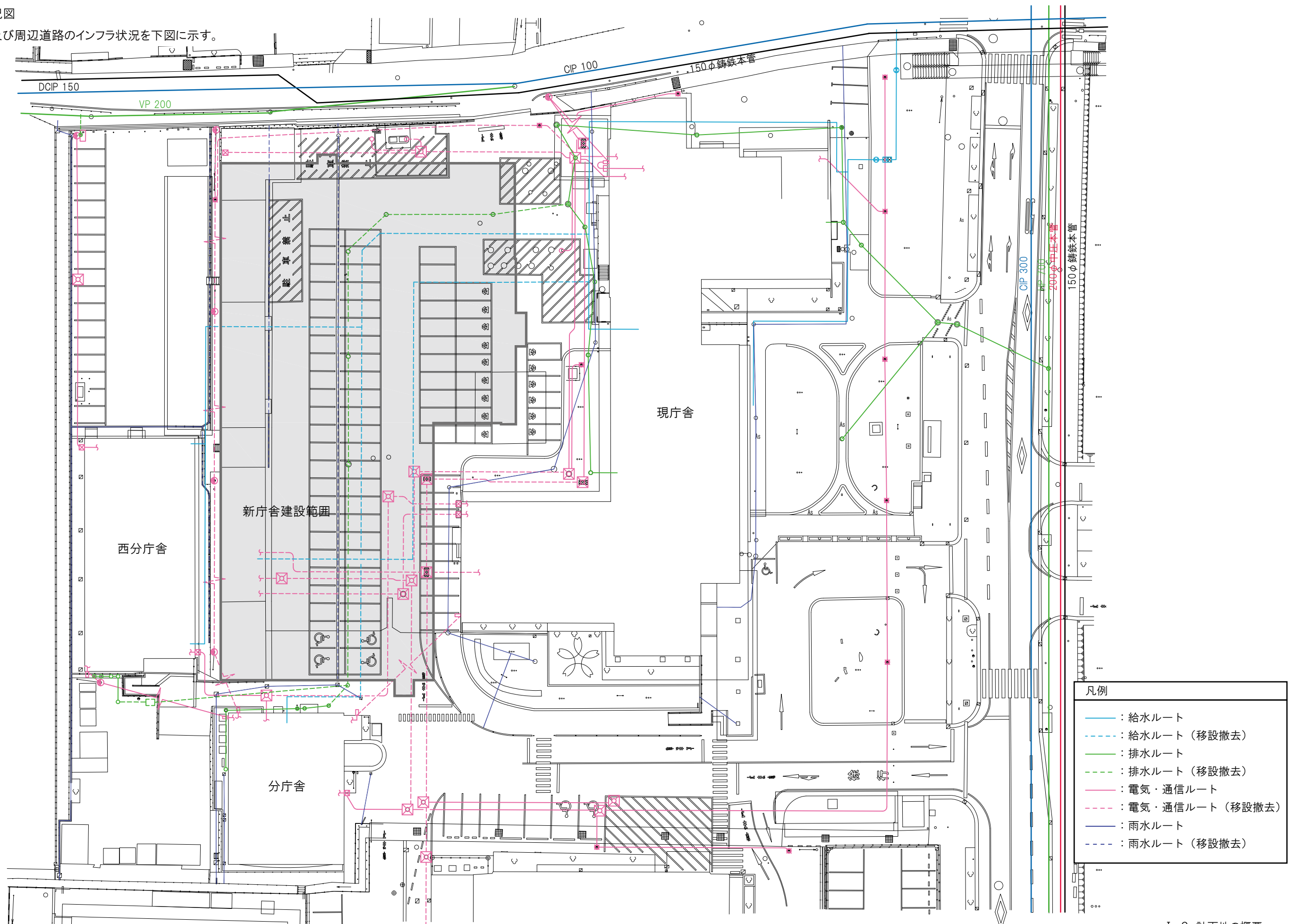


写真⑱



(7) インフラ現況図

・計画敷地及び周辺道路のインフラ状況を下図に示す。



凡例	
— (solid blue)	: 給水ルート
- - - (dashed blue)	: 給水ルート (移設撤去)
— (solid green)	: 排水ルート
- - - (dashed green)	: 排水ルート (移設撤去)
— (solid pink)	: 電気・通信ルート
- - - (dashed pink)	: 電気・通信ルート (移設撤去)
— (solid blue)	: 雨水ルート
- - - (dashed blue)	: 雨水ルート (移設撤去)



### I-3 設計条件等の整理

#### (1) 適用基準

・本計画における技術的基準について、下記に示す各基準等に準拠し計画する。

##### (ア) 共通基準

- ・官庁施設の基本的性能基準 監修:国土交通省大臣官房官庁営繕部(平成25年3月)
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 監修:国土交通省大臣官房官庁営繕部(平成25年3月)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 監修:国土交通省大臣官房官庁営繕部(平成18年3月)
- ・官庁施設の環境保全性基準 監修:国土交通省大臣官房官庁営繕部(平成29年3月)
- ・建築物等の利用に関する説明書作成の手引き 監修:国土交通省大臣官房官庁営繕部(平成28年12月)

#### (2) 官庁施設の基本的性能基準

・官庁施設の基本的性能基準に基づき、下記の性能を確保するよう計画する。

表 基本的性能基準

大項目	中項目	小項目	施設及び外部空間の要求水準(適用分類)			備考	
			庁舎	付属施設	外部空間		
社会性	地域性	地域性	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
	景観性	景観性	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
環境保全	環境負荷 低減性	長寿命	○	-	-		
		適正使用・適正処理	○	-	-		
		エコマテリアル	○	-	-		
		省エネルギー	○	-	-		
		省資源	○	-	-		
		CASBEE評価検討	○	-	-		
		周辺環境	地域生態系保全	○	-	○	
	保全性	周辺環境配慮	○	○	○		
安全性	防災性	耐震	構造体	I	-	-	
			建築非構造部材	A	-	-	
			建築設備	甲	-	-	
		対火災	耐火	○	Ⅳ	-	各室の性能による
			初期火災の拡大防止	○	Ⅱ	-	各室の性能による
			火災時の避難安全確保	Ⅱ	-	-	
		対浸水		○	Ⅳ	-	各室の性能による
		対津波		○	-	-	
		耐風	構造体	Ⅱ	Ⅲ	-	
			建築非構造部材	Ⅲ	Ⅲ	-	
			建築設備	Ⅲ	Ⅲ	-	
		耐雪・耐寒	構造体	○	○	-	垂直積雪量は下記に示す
			外部空間、建築及び建築設備	○	○	○	
		対落雷		Ⅱ	Ⅲ	-	
		常時荷重		○	○	-	
	機能維持性	機能維持性		Ⅱ	Ⅱ	-	
防犯性	防犯性		○	-	-	各室の性能による	

大項目	中項目	小項目	施設及び外部空間の要求水準(適用分類)			備考
			庁舎	付属施設	外部空間	
機能性	利便性	移動	○	-	○	
		操作	○	-	-	
	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン	○	-	○	
		室内環境性	音環境	○	-	-
	光環境		○	-	-	各室の性能による
	熱環境		○	-	-	各室の性能による
	空気環境		○	-	-	各室の性能による
	衛生環境		○	-	-	
	振動		人の動作又は設備による振動	○	-	-
		交通による振動	○	-	-	
	風による振動	○	-	-		
情報化対応性	情報化対応性	情報処理機能	Ⅱ	-	-	
		情報交流機能	Ⅱ	-	-	
経済性	耐用性	耐久性	構造体	○	○	-
			建築非構造部材	○	○	-
			建築設備	○	○	-
		フレキシビリティ	Ⅱ	-	-	
	保全性		作業性	○	○	-
更新性			○	-	-	

- ・ I, II, III, IV及びA,B,甲,乙は技術的事項の適用分類を示す。
- ・ 「○」は当該要求水準における技術的事項の適用を示し、「-」は適用外を示す。
- ・ 建築基準法令第86条第3項に規定する垂直荷重は、奈良県建築基準法施工細則第20条により0.3mとする。

表 奈良県建築基準法施工細則第20条より抜粋

区域	垂直積雪量 (単位メートル)
大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市(平成十七年九月二十四日における吉野郡大塔村(以下「旧大塔村」という。)の区域を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡、磯城郡、高市郡、北葛城郡及び吉野郡(吉野町、大淀町、下市町及び十津川村に限る。)のうち、標高が二百二十メートル以下の区域	○.三

#### (3) その他の基本的性能基準

##### (ア) 基準等

- ・ 基準風速 Vo=32m/s (平成12年建設省告示等1454号)
- ・ 地表面粗度区分 Ⅲ (平成12年建設省告示等1454号)
- ・ 省エネ基準地域区分 5(Ⅳa)地域 (平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)
- ・ 建築環境総合性能評価システム(CASBEE) BEE値1.5 (Aランク)程度 (官庁施設の環境保全性基準)

##### (イ) 性能目標

- ・ 遮音性能の目標値 各室の機能による(Rr-55~60,35~45) (官庁施設の基本的性能基準)
- ・ 内部騒音の目標値 各室の機能による(NC-30~45) (官庁施設の基本的性能基準)



(4) 関係法令等

・以下の関係法令及び条例等の基準に従い計画を行う。なお、各基準は最新改正の基準に従うものとする。

名称	公示年号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	昭和45年法律第20号
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年法律第104号
地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年法律第117号
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	平成27年法律第53号
景観法	平成16年法律第110号
水道法	昭和32年法律第177号
下水道法	昭和33年法律第79号
水質汚濁防止法	昭和45年法律第138号
土壤汚染対策法	平成14年法律第53号
浄化槽法	昭和58年法律第43号
悪臭防止法	昭和46年法律第91号
大気汚染防止法	昭和43年法律第97号
騒音規制法	昭和43年法律第98号
振動規制法	昭和51年法律第64号
電波法	昭和25年法律第131号
電気事業法	昭和39年法律第170号
航空法	昭和27年法律第231号
建設業法	昭和24年法律第100号
警備業法	昭和47年法律第117号
労働安全衛生法	昭和47年法律第57号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年法律第137号
資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年法律第48号
循環型社会形成推進基本法	平成12年法律第110号
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成12年法律第116号
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成19年法律第56号
文化財保護法	昭和25年法律第214号
公共工事の品質確保の促進に関する法律	平成17年法律第18号
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	平成22年法律第36号
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	平成7年奈良県条例第30号
桜井市景観条例	平成24年3月条例第1号
桜井市環境基本条例	平成17年9月条例第16号
桜井市開発指導要綱	昭和47年10月告示第93号

(5) 許認可手続き等

・新庁舎及び付属施設の建設に伴い、工事着手前に届出が必要となるものを下記にまとめる。

申請・届出名称	準拠法令	提出期限	届出先
建築確認申請	・建築基準法第6条 ・高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	着工前に確認済証取得	建築主事又は、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者
建築工事届	・建築基準法第15条	建築確認申請と同時	建築主事又は、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者
性能評価申請 (時刻歴応答解析建築物性能評価)	・建築基準法第20条 ・H12建告1461号	建築確認申請提出前	国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者
大臣認定申請	・建築基準法第20条 ・建築基準法第68条の25	性能評価認定取得後建築確認申請提出前	国土交通大臣
省エネ適合性判定	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築確認申請提出前	所管行政庁又は、国土交通大臣の登録を受けた者
省エネ法に基づく届出	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	工事着手の21日前まで	奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築課
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出	・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	工事に着手する日の三十日前	奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築課
景観計画区域内における行為の届出	・桜井市景観条例	行為着手の30日前まで	桜井市都市建設部 都市計画課
桜井市開発指導要綱	・桜井市開発指導要綱	-	桜井市 各課
既存建築物の法適合性の確認の取り扱い	・建築基準法第6条 ・奈良県建築基準法の手引き	建築確認申請と同時	建築主事又は、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者



(6) 新庁舎の設計条件

(ア)職員数と階の配置

- ・新庁舎における各階毎の配置及び職員数は下表による。
- ・執務室の平面計画の検討において、現庁舎と同程度の執務室面積は確保するものとし、職員数分の机を確保する。
- また、各課でのシステム用のパソコンや、プリンターの設置スペースなどを考慮し、十分な事務机スペースを確保する。

表 職員数-階 ※()については未計上だが、新庁舎に入居が想定される人数を記載

設置する階	部署	特別職(人)	部長級(人)	課長級(人)	主幹級(人)	係長級(人)	一般職員(人)	非正規職員(人)	職員数合計(人)	
1階	総務部	税務課	0	0	1	1	2	21	8	33
		市民課	0	0	1	0	1	7	3	12
	福祉保険部	社会福祉課	0	1	1	0	3	14	7	26
		高齢福祉課	0	0	1	0	1	10	4	16
		※(地域包括ケア推進係)						(5)		
		児童福祉課	0	0	1	2	1	4	4	12
	保険医療課	0	0	1	1	3	12	9	26	
	会計管理者	出納課	0	1	0	1	1	2	1	6
2階	市長公室	人権施策課	0	0	1	1	1	1	4	8
	総務部	情報化推進係	0	0	0	0	1	4	0	5
		市民協働課	0	0	1	0	2	3	1	7
	都市建設部	土木課	0	0	1	1	1	12	3	18
		営繕課	0	0	1	1	1	7	1	11
		都市計画課	0	1	1	0	2	6	1	11
	まちづくり部	観光まちづくり課	0	1	1	0	2	6	2	12
		商工振興課	0	0	1	1	2	3	1	8
		農林課	0	0	1	0	2	7	3	13
	特別職 教育委員会	農業委員会	(1)	0	1	0	1	2	1	5(1)
		教育長	1	0	0	0	0	0	0	1
		総務課	0	1	1	0	2	1	3	8
		学校教育課	0	0	1	3	1	2	2	9
		社会教育課	0	0	1	1	1	2	4	9
3階	特別職	市長	1	0	0	0	0	0	0	1
		副市長	1	0	0	0	0	0	0	1
	理事	理事	0	1	0	0	0	0	0	1
		秘書課	0	1	1	0	1	2	1	6
	市長公室	人事課	0	0	1	1	0	4	0	6
		行政経営課	0	0	1	0	1	2	1	5
		危機管理監	危機管理課	0	1	1	2	1	2	3
	総務部	総務課	0	1	2	1	2	6	3	15
		選挙管理委員会	(1)	0	0	0	0	1	1	2(1)
		財政課	0	0	1	0	1	3	1	6
4階	議会事務局	議事課	0	1	1	1	0	1	0	4
		監査委員事務局	0	0	1	0	1	1	0	3
	合計	3(2)	10	27	18	38	148(5)	72	316(7)	

(イ)議員数

- ・議員数は現議員数と同様16名とする。

(ウ)利用者数の想定

- ・市庁舎への利用者数は、現庁舎の市民課への利用調査結果より想定する。

表 平成28年度市民課利用者数

月	1日あたりの利用件数	月	1日あたりの利用件数
4	275	10	259
5	248	11	241
6	249	12	226
7	246	1	280
8	237	2	285
9	264	3	317

- ・上表より、1日あたりの平均利用件数は260件/日となり、1日あたりの最大利用件数は、317件/日となる。
- ・議場の傍聴者は担当課の聞き取りにより、年間で約50人程度である。

- ・上記より、新庁舎の一時間当たりの利用者数を算定する。

①1日当たりの平均来庁者数

- ・全課の市庁舎の利用人数を市民課利用件数の150%と想定し算定する。  
260×1.5=390となり、庁舎全体で1日当たりの来庁者を390人/日と想定する。

②1日当たりの階毎の来庁者数

- ・各階の来庁者の利用比率を、1階と2階と3階それぞれ、7:2.5:0.5と想定する。
- ・各階毎の来庁者数の想定は下記による。

1階	390人/日×0.7=273	273人/日
2階	390人/日×0.25=97.5	98人/日
3階	390人/日×0.05=19.5	20人/日

③1時間当たりの階毎の来庁者数

- ・1時間当たりの平均利用者数は、1日の開庁時間の8時間で除した数値にピーク率(150%)を考慮し算定する。
- ・各階毎の1時間当たりの来庁者数の想定は下記による。

1階	273人/日÷8×1.5=51.19	52人/h
2階	98人/日÷8×1.5=18.38	19人/h
3階	20人/日÷8×1.5=3.75	4人/h

④議会時の傍聴者数

- ・議会開催回数は年間で約4回であることより、議会開催時の傍聴者数を想定する。

4階	約50人/年÷4=12.5	13人/回
----	---------------	-------



(7) 各室毎の設計条件

(ア)新庁舎の計画条件

・職員アンケート及び各課のヒアリング並びに担当課との打合せによる新庁舎の各諸室の計画条件は下記による。

※下記PC端末は配置人数に加えて必要な席数を配置する計画とする。

表 各室毎の設計条件

階数	室名	設計条件
1階	税務課	・PC端末6台を設置。
	市民課	・市民課の執務室から戸籍耐火書庫へ直接出入。PC端末21台を設置。
	社会福祉課	・金庫を移設。PC端末2台を設置。
	高齢福祉課	・社会福祉課、児童福祉課と近接して配置。PC端末5台を設置。
		・金庫を移設。
	児童福祉課	・キッズスペースの設置。PC端末4台を設置。
	保険医療課	・市民課と隣接して配置。PC端末5台を設置。
	出納課	・出納課から出納金庫へ直接出入。出納課と出納金庫及び金融機関は隣接して配置。
		・出納用倉庫(備品用)の設置。PC端末1台を設置。
	金融機関	・現状と同じく出納課と横並びに配置。金庫を設置。
	固定資産税耐火書庫	・固定式書架・手動移動書架の新設。
	待合ロビー	・写真撮影機(D1.0*W1.5*H2.2m)、マルチコピー機(D1.0*W1.7*H2.1m)移設。
		・友好都市コーナー(D0.7*W3.9m)のスペース確保。
	警備室	・空調・電気等の中央監視室を兼ねる。IHコンロ付ミニキッチンの設置。
		・夜間・休日窓口を兼ねる。職員は警備室を経由して執務室へ出入。
		・土日休日は施錠。人的警備を実施。宿直室を併設(たたみ4畳程度)。
	授乳室	・5㎡×2部屋程度確保。
	売店	・70㎡程度。第三者の運営を想定。
	相談室1-1	・キッズスペースを設けた相談室。
	フロアマネージャー	・フロアマネージャーを出納金庫の南側に設置する。エントランスホール向きに配置。
南都銀行出張所	・現状と同程度の広さ(現状:約8.6㎡)を確保。	
2階	人権施策課	・PC端末1台を設置。
	情報化推進係	・50~60㎡のマシン室を隣接して配置。印刷関係は分庁舎2階に機器を配置。
	土木課	・台帳の収納スペースの確保。PC端末1台を設置。打合せ室を隣接して配置。
		・大型プリンター(D0.9*W1.1*H1.3m)、水防用テレビ(D0.1*W0.75*H1.3m)を移設。
		・道路台帳原図保存ロッカー2台(D0.55*W0.97*H1.3m)移設。
		・大峠トンネル防災設備受信制御装置(D0.56*W0.49*H2.1m)を移設。
	営繕課	・PC端末1台を設置。
	都市計画課	・台帳の収納スペースの確保。PC端末2台を設置。
		・大型プリンター(D0.9*W1.1*H1.3m)、プリンター(D0.7*W0.7*H0.9m)を移設。
		・プリンター(D0.45*W0.45*H0.4m)、地図入れ(D0.6*W0.95*H1.9m)を移設。
	商工振興課	・PC端末1台を設置。
	農林課	・PC端末2台を設置。
	農業委員会事務局	・PC端末2台を設置。
	教育長室	・教育委員会総務課、学校教育課、社会教育課を近接して配置。造作収納内に手洗い器を設置。
		・机(D0.85*W1.8*H0.7m)、椅子(D0.67*W0.8*H1.13m)を移設。
		・応接セット椅子(小)2脚(D0.8*W0.8*H0.7m)を移設。
		・応接セット椅子(大)(D0.83*W1.95*H0.73m)、応接セット机(D0.6*W1.2*H0.4m)を移設。

階数	室名	設計条件
2階	製図室・積算室	・製図室・積算室を1室として40㎡程度確保。営繕課と隣接させ、執務室より出入口を設置。
	会議室2-1	・大会議室として利用できるよう移動間仕切壁で仕切る。
	相談室2-3	・キッズスペースを設けた相談室。
3階	市長室	・縦横の寸法を現状以上確保。トイレを設置。トイレ内に手洗い器を設置。
		・来客用テーブル(D0.8*W1.5m)、来客用椅子4脚(D0.76*W0.82*H0.65m)を移設。
		・執務机(D0.80*W2.0*H0.76m)、執務机(D0.65*W1.4*H0.7m)を移設。
		・置物台(D0.43*W1.2*H0.64m)、置物台(D0.50*W2.4*H0.8m)を移設。
	市長応接室	・現状と同規模の広さを確保。現状:市長室:約41.25㎡、市長応接室:約41.25㎡、副市長室:約30㎡、応接室:約29㎡。市長の応接室は、独立して計画。
		・来客用椅子10脚(D0.76*W0.82*H0.65m)、応接テーブル(D0.99*W2.0*H0.5m)を移設。
	副市長室	・造作収納内に手洗い器を設置。来客用テーブル(D0.6*W1.2m)を移設。
		・来客用椅子4脚(D0.70*W0.80*H0.70m)、執務机(D0.88*W1.77*H0.7m)を設置。
	副市長応接室	・来客用椅子12脚(D0.76*W0.82*H0.65m)、応接テーブル2個(D0.80*W1.6*H0.45m)を移設。
	理事室	・造作収納内に手洗い器を設置。
	秘書課	・執務室内にミニキッチンを設置。来客用椅子2脚(D0.70*W0.70*H0.75m)の移設。
		・来客用椅子(D0.70*W1.75*H0.75m)の移設。市長室に隣接して配置。
	人事課	・PC端末1台を設置。
	危機管理課	・PC端末7台を設置。
	執行部ロビー	・絵画類(D0.1*W1.75*H1.48m)、絵画類(D0.04*W1.3*H1.86m)の設置場所想定。
		・絵画類(D0.08*W0.89*H1.68m)、絵画類(D0.08*W1.7*H1.16m)の設置場所想定。
	総務課	・総務課と選挙管理委員会を併設して計画、情報公開コーナーと郵便コーナーを設置。
		・西側執務室に2箇所の会議室を設置。郵便ボックス(D0.45*W0.6*H0.56m)を移設。
		・プリンター(増設ユニット付・選管)2台(D0.7*W1.3*H1.0m、D0.7*W0.7*H1.0m)を移設。
		・金庫(選管)を移設。
郵便コーナー	・各課郵便ポスト(D0.4*W2.0*H1.7m)、郵便料金計器(D0.34*W0.34*H0.26m)を移設。	
	・郵便料金計器台(D0.54*W1.5*H0.95m)。	
情報公開コーナー	・情報公開コーナーは廊下側からの出入。郵便コーナーは執務室(総務課)内からの出入。	
	・情報公開用ラック2台(D0.25*W0.67*H1.5m)、情報公開用円卓(D0.9*W1.8*H0.7m)を移設。	
選挙管理委員会	・選挙システム一式(選管)(D0.8*W0.8*H1.65m)を移設。	
記者クラブ	・現状と同規模の広さを確保。(現状:約20.1㎡)	
4階	監査委員事務局	・静かな環境への配置。テーブル(D1.8*W3.6m)を移設。
	議会事務局	・映像配信モニターの設置。
	正副議長室	・議会事務局と隣接して設置。テーブル(D2.45*W0.64*H0.45m)を移設。
	会派室	・議員控室に隣接して会派室を4部屋設置。会派室の壁は可動間仕切壁とし可変可能な構造。
	委員会室	・マイクの常設。規模は110㎡程度。理事者が委員に対して2列に正面に並べるように配置。
	理事者控室	・スクール形式のデスクレイアウトでも可。議会部門に配置。
		・40名程度が着席できるスペースを確保。映像配信モニターの設置。
	議会図書室	・現状と同規模以上の広さを確保。(現状:約37.0㎡)
	議会録音室	・現状と同規模以上の広さを確保。(現状:約11.6㎡)



(イ)屋外付属施設の計画条件

・分庁舎及び西分庁舎、車庫・倉庫の計画条件は下記による。

表 各室毎の設計条件

階数	室名	設計条件	
共通	執務室	・部長席は窓際に配置。 ・一般事務机(D0.6*W1.2m)、椅子(D0.4*W0.45m)、収納棚(D0.45*W0.9m)を想定。	
	多目的トイレ	・おむつ替えスペースの確保。 ・防音等の配慮。1,2階こどもトイレ、1階オストメイト対応、1階多目的シートの設置。	
	トイレ(女性)	・女子トイレに最低3個所の大便器の設置。(現庁舎1階に女性が多いため)	
	大会議室	・会議室(200㎡程度)×1部屋。(現庁舎の大会議室:約200㎡) ・定員は120名程度の着席を想定。 ・机椅子の収納スペースを別室で確保。	
	中会議室	・会議室(80㎡)×1部屋。 ・定員は40名程度。	
	小会議室	・会議室(40㎡)×3部屋。(現庁舎の入札室:約40㎡) ・定員は15名程度。	
	給湯室	・各フロアに設置。各階共通で流台を2セット設置。ガスコンロは不要。	
	更衣室	・2階と3階に全員分(市長・副市長・教育長・理事を除く)設置。 ・予備も含め、職員ロッカー:男200名、女132名分を確保。 ・鍵つきロッカーの設置。	
	エレベーター	・南北に1基ずつ設置。	

表 各室毎の設計条件

階数	室名	設計条件	
分庁舎	1階	会議室 ・80㎡程度。 男女シャワー室 ・男性2ブース、女性2ブースの設置。 ・災害対策及び有害鳥獣対応として計画。 職員組合 ・30㎡程度。 教養室 ・20㎡程度。 消防団長室 ・現状維持。(現状:約45㎡) ・4人掛け打合せスペース、壁面ロッカー、ソファ、団長機の設置。 倉庫 ・8㎡程度×2箇所設置。 給湯室 ・現状維持。(現状:約7.5㎡) 更衣室 ・現状維持。(現状:約3㎡)	
	2階	印刷機器室 ・印刷機材一式を設置。用紙保管スペースを確保。 ・情報化推進係の金庫は、現状維持。 休憩室 ・50人程度が食事できるスペースを想定。 書庫 ・現状維持。(現状:約19㎡) 書庫・更衣室 ・4人用ロッカー×6個の設置。	
	共通	トイレ ・現状維持。	
	西分庁舎	1階	備蓄倉庫 ・現状維持。(現状:約34㎡) 書庫・倉庫 ・書庫・倉庫として活用。
		車庫・倉庫	車庫兼保管庫 ・10台分の駐車スペース確保。 (市長車・議長車・消防団長車・消防団車両2台・ダンプ等車両5台) 運転手詰所等 ・17㎡程度。コンプレッサーを収納。運転手控室を設置。 融雪剤保管庫 ・64㎡程度。 土のう保管庫 ・75㎡程度。 危機管理倉庫 ・34㎡程度。 道路資材庫 ・32㎡程度。 作業道具保管庫 ・10㎡程度。作業員詰所に保管している機材。 有害鳥獣檻保管庫 ・18㎡程度。給排水・電気設備設置。







## I-4 基本設計方針

・新庁舎建設の指針である「桜井市新庁舎建設基本計画」をふまえ、基本設計における設計方針及び具体的展開について下表にまとめる。

### ① 市民が使いやすい庁舎

◆誰もが分かりやすい	・市民利用の多い窓口を1・2階に集約配置し、明快でわかりやすい機能構成。 ・初めて訪れる人にもわかりやすい案内・サイン計画。 ・壁や仕切りを少なくし、見通しの良い窓口・ロビー空間。
◆誰もが利用しやすい	・プライバシーに配慮した窓口、相談室の設置。 ・雨にぬれずアクセスできる車寄せを設置。
◆誰もが使いやすい	・子育て世代にやさしい授乳室や子供トイレの設置。 ・だれでもトイレの設置や音声、触知等によるさまざまな案内サイン。 ・使いやすさに配慮した廊下、階段、エレベーター、トイレ等の寸法設定。

### ② 市民交流の場となる庁舎

◆コミュニティを育む	・イベント時にも活用できる地域交流センターを整備。 ・市民同士の交流を促進し、市民にとって親しみのある施設。 ・活動の様子が「見える」ことで、思わず立ち寄りたくなる、つながりを生む計画。
◆お祭り広場のある庁舎	・万葉まつりの会場となる屋外スペースは平坦な仕上げとして計画。 ・イベント開催に備えて電源や給排水等の設備を整備。 ・市民の憩いの場として、活動を生む芝生広場。
◆まちあるきの拠点	・山の辺の道をはじめ市内の散策コースの拠点として休憩コーナーを設置。 ・市内の観光情報スポットとして案内サインを設置。

### ③ 市民のための安心・安全な庁舎

◆地域の要となる庁舎	・大災害時でも機能維持が可能な免震構造の採用、高い耐震性能を確保。 ・インフラの多重化や非常用発電設備の設置によりライフラインを確保。 ・災害時も利用できる自然エネルギーを有効活用し、業務継続に貢献。
◆市民がたよりにする災害活動拠点	・人や物、情報が集まる拠点として整備。 ・情報発信拠点として、情報通信の多重化により関係機関との連携体制を構築。 ・日常的な市民・職員への防災意識の啓発、災害時への備え。
◆災害時に柔軟に利用	・迅速に災害対策拠点に機能転換可能な平面計画。 ・会議室やロビーなどは救護活動や支援物資受入れ、ボランティア活動拠点に転換。 ・マンホールトイレの設置や一時避難場所として、広場を活かした災害拠点。

### ④ 桜井の魅力発信の中心となる庁舎

◆桜井の魅力あふれる庁舎	・桜井市の歴史や文化、風土等に触れるコーナーの設置。 ・桜井を知る、学ぶ、体験できる場を計画。 ・観光拠点となる庁舎。
◆木を感じる	・木材を用いたやわらかい印象、「木を見せる」外観計画。 ・床や壁、天井など身近に木を感じ木の香る室内、「木にふれる」内装計画。 ・家具や建具、サインなどに使用し、より身近に木を感じる。
◆周辺の景色を活かす	・田園風景の広がる桜井のまちなじむ低層の建物ボリュームとし、周辺環境に調和。 ・三輪山や大和三山に囲まれた自然を望む展望スペースの計画。 ・桜井の風景を感じる仕上材料の選定。

### ⑤ 環境にやさしい庁舎

◆長く使い続けられる庁舎	・免震構造の採用により長く使い続けられる建物。 ・使用する材料は適材適所を心掛け、持続性のある内外装。
◆自然の恵みを生かす	・自然採光や換気を利用し、空調の使用期間を最小限にとどめる。 ・太陽光発電設備や雨水利用等効果的で実効性が高い環境技術を採用。 ・木材や石材等の自然材料の採用、リサイクル建材の採用。
◆負荷の低減につとめる	・断熱や日射の遮蔽による負荷の低減。 ・高効率型の設備機器の採用による負荷の低減。 ・屋上緑化の採用による負荷の低減。

### ⑥ 将来の変化に対応できる庁舎

◆働きやすい庁舎	・明るく開放的な執務室とし、職員同士のコミュニケーションの図れる空間。 ・休憩コーナーといったリフレッシュスペースの設置等働きやすい環境の整備。 ・保管庫や運営上のセキュリティなど、職員の負担を軽減した機能の設置。
◆変化に対応できる庁舎	・執務室内は可能な限り無柱とし、将来のレイアウト変更に対応。 ・移動間仕切りにより、使い方や人数にあわせて可変できる会議室の計画。 ・二重床の執務室や予備スペースにより将来の設備更新に対応できる設え。
◆維持管理補修に優れた庁舎	・清掃のしやすさを考慮した材料の検討。 ・メンテナンスの負担が少ない仕上げ材等の計画。 ・日常的に清掃や点検スペースを容易にできるスペースを確保。